



■アクタス税理士法人

4

前2回にわたり、「2019年版中小企業白書」を中心とした「廃業の実態および起業者」ととの関連を確認してきました。大廃業時代の事業承継では「経営資源を引き継ぐ」という観点にとても、起業者側にとっても、双方にメリットがあるところなのです。今回は、そんな起業者を含めた、親族以外への「第三者承継」について考えてみます。「第三者承継」は、後継者

企業のM&Aは、年間4000件弱にとどまり、後継者不在の中小企業数127万者に比べて不充分であるため、「後年間6万者・10年間で60万者」の第三者承継の実現を目指す」と、具体的な目標を掲げています。

パッケージでは、中小企業のM&Aが年間4000件弱のルール整備や官民連携の取組、(2)マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加、(3)マッチング後の各種コスト軽減と少ないことに対する課題をあげて整理し、その抜本的な対策を掲げています。

【第三者承継における課題】  
①マッチング前の課題  
「売り案件が圧倒的に少數」  
②マッチング時の課題  
「包装ページによるひい中小企業にとっては、廃業で

「マッチングの成立が困難」「③マッチング後の課題」「承継後の経営統合が困難」

【(3)の柱で政策を抜本強化】  
(1)経営者の売却を促すため、(2)マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加、(3)マッチング後の各種コスト軽減と少ないことに対する課題をあげて整理し、その抜本的な対策を掲げています。

今後、今年3月に「第三者承継推進徹底会議開催」を行政と支援機関と民間事業者が一体となって第三者承継支援が進められていく予定です。我々税理士は、後継者不在である中小企業のお客様の一番身近にいる存在です。後継者不在のお客様に対しては、今こそ待ったなしで事業承継の支援を行わなければなりません。お客様の幸せな事業の終了を支援する必要がありますし、第三者承継をやすめることにもなることでしょう。大廃業時代においては、税理士の事業承継支援は、非常に重要な役割を担っていくと考えます。

なお、経済産業省が令和2年度の税制改正で要望している、第三者承継に対し所得税などを優遇する「第三者へ譲り受けた事業者への事業承継の促進に資する税制措置の創設」は、今回見送られてしまいました。

る中小企業のお客様の一層身近にいる存在です。後継者不在のお客様に対しては、今こそ待ったなしで事業承継の支援を行わなければなりません。お客様の幸せな事業の終了を支援する必要がありますし、第三者承継をやすめることにもなることでしょう。大廃業時代においては、税理士の事業承継支援は、非常に重要な役割を担っていくと考えます。

なお、経済産業省が令和2年度の税制改正で要望している、第三者承継に対し所得

税などを優遇する「第三者へ譲り受けた事業者への事業承継の促進に資する税制措置の創設」は、今回見送られてしまいました。

なお、経済産業省が令和2年度の税制改正で要望している、第三者承継に対し所得

税などを優遇する「第三者へ譲り受けた事業者への事業承継の促進に資する税制措置の創設」は、今回見送られてしまいました。